

## 佐賀県地域連携パスシステム登録説明書兼同意書

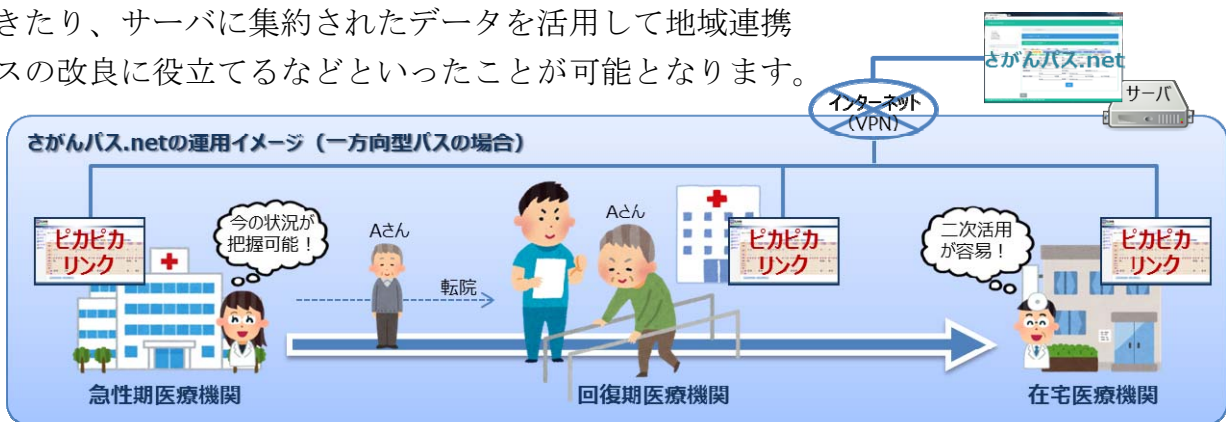
### ■ 目的とメリット

地域連携パスは、これまで、紙で運用され、患者に付随して施設間を移動していました。そのため、連携先施設での患者の「今の状況」の把握が困難であったり、情報の集約が難しくデータに基づく地域連携パスの改良等の二次活用が困難であるなどの課題がありました。



佐賀県地域連携パスシステム（愛称：さがんパス.net）では、地域連携パスの情報を、佐賀県医療センター好生館に設置されたサーバにデータベースとして蓄積します。

これにより、その患者の地域連携パスに関わる施設から、常時、診療情報地域連携システム（ピカピカリンク）を経由して地域連携パスにアクセスができ、患者の「今の状況」が把握できたり、サーバに集約されたデータを活用して地域連携パスの改良に役立てるなどといったことが可能となります。



### ■ 共有の範囲

佐賀県地域連携パスシステムを用いた地域連携パスの共有は、患者の同意がなければ行われません。

共有の範囲は、診療情報地域連携システム（ピカピカリンク）のその患者の画面にアクセスができる施設に限られます。

**【重要】** 診療情報地域連携システム（ピカピカリンク）と佐賀県地域連携パスシステムにおける共有の範囲の相違について

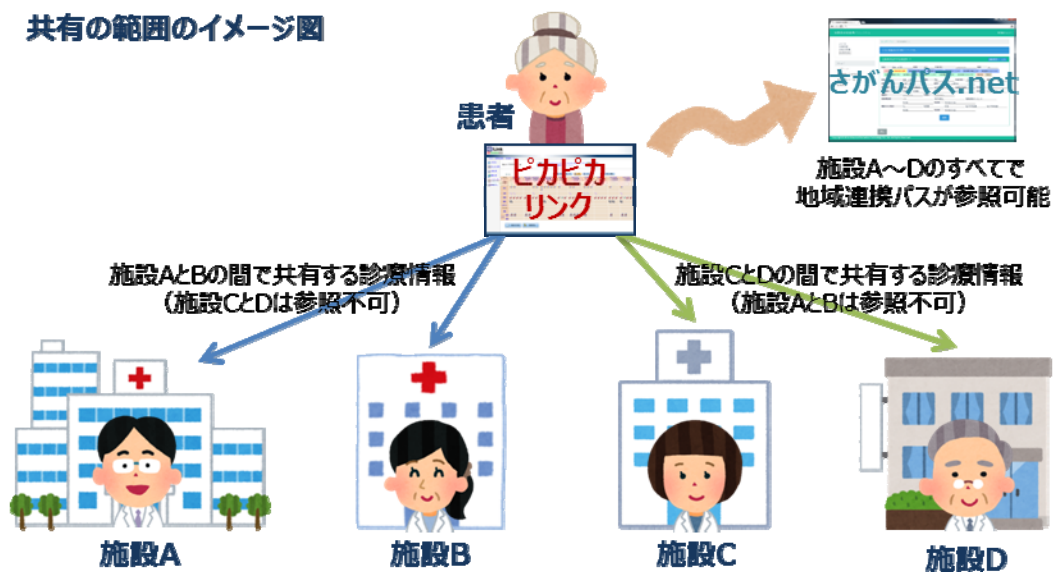
診療情報地域連携システム（ピカピカリンク）では、ある患者の画面にアクセスができる施

設（例えば、施設 A、B、C 及び D）における当該患者の診療情報について、共有の範囲を細かく制御する（例えば、施設 A 及び B の間並びに施設 C 及び D の間での共有を可とし、施設 A 及び C の間での共有を可としない）ことが可能です。

一方、佐賀県地域連携パスシステムでは、ある患者の診療情報地域連携システム（ピカピカリンク）の画面にアクセスができる施設であれば、その画面を経由して当該患者の佐賀県地域連携パスシステムの画面にアクセスができ、当該患者について作成された地域連携パスの参照ができる仕様となっています。（上記の例では、施設 A、B、C 及び D のすべての施設で参照が可能）

すなわち、佐賀県地域連携パスシステムでは、ある患者のある地域連携パスに直接的には関わりのない施設でも、当該患者の診療情報地域連携システム（ピカピカリンク）の画面にアクセスができれば、当該患者の当該地域連携パスの参照が可能であることをご理解ください。

### 共有の範囲のイメージ図



### ■ 安全対策

佐賀県地域連携パスシステムに登録された地域連携パスに含まれる患者の個人情報、地域連携パスの運用においてのみ使用し、それ以外の目的のために使用し、又は第三者に提供することはありません。（地域連携パスの改良等の目的のため、佐賀県地域連携パスシステムに蓄積されたデータについて、匿名化した上で、分析を行うことがあります）

なお、佐賀県地域連携パスシステムでは、患者の地域連携パスの情報を、インターネットを介して共有しますが、通信に際し、情報は暗号化されており、個人情報を盗み出すことは原理的に不可能です。

### ■ 費用負担

佐賀県地域連携パスシステムで患者の地域連携パスを共有するに当たり、患者や家族の方々の費用負担は一切ありません。

■ 同意の撤回

一旦、佐賀県地域連携パスシステムへの地域連携パスの登録を同意し、地域連携パスが共有されても、同意撤回書（様式5-2）を提出することにより、いつでも理由を問わず、共有を中止することができます。

～．～

\_\_\_\_\_病院 管理担当者 様

私は、下記の説明担当者から、佐賀県地域連携パスシステムについて、上記の通り説明を受け、その目的等を理解しましたので、私の地域連携パスが佐賀県地域連携パスシステムに登録され、私の診療情報地域連携システム（ピカピカリンク）の画面にアクセスができる施設において共同利用されることに同意します。

患者記載欄			
同意年月日	令和	年	月 日
ふりがな			
氏名（自署）			
生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和	年	月 日
代理人による記載	代理人氏名（自署）		続柄

説明者記載欄			
医療機関名		部署名	
説明者氏名（自署）		患者ID番号	

- ※ 原本は、説明し同意を得た医療機関が保管し、患者には写しをお渡しください。
- ※ 同意書を受領した医療機関は、速やかに、佐賀県医療センター好生館あてに、同意書を FAX 送信してください。（あて先：地域医療連携室、FAX 番号：0952-28-1269）